

あんのうら整形外科クリニック 通所リハビリテーション事業

【重要事項説明書】

(令和 6年 6月 1日現在)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

TEL. 092-844-0201 FAX. 092-844-0281

2. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

事業所名	医療法人 あんのうら整形外科クリニック
開設年月日	平成14年1月1日
所在地	福岡県福岡市早良区曙2丁目1-11
電話番号	092-844-0201
管理者名	案浦 聖凡
介護保険指定番号	4011019777号

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	居宅において利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。
運営の方針	理学療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより利用者の心身機能の維持回復を図り、可能な限り、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努めます。

4. 職員の体制（主たる職員）

職種	常勤		非常勤		業務内容
	専任	兼任	専任	兼任	
管理者		1			業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
医師		1			利用者及び理学療法士等に対して、介護、機能訓練及び健康管理上の指導等を行う。
理学療法士		5			リハビリテーションの計画及び実施、またその指導等行う。
看護職員及び介護職員		3		6	利用者に対し必要な看護及び介護を行う。

5. 利用定員及び営業日等

利用定員	1日につき20名(2単位)
営業日	月曜日から土曜日まで(但し、お盆・年末年始・国民の祝日は除く)
営業時間	平日 午前9時から午後6時 土曜 午前9時から午後1時
通常の事業実施地域	福岡市早良区、城南区、中央区の区域で当事業所周辺とする

6. 指定通所リハビリテーションの内容

- 実施する指定通所リハビリテーションは次の通りと致します。
 - 1時間以上2時間未満の指定通所リハビリテーション(約90分前後)
 - 自宅と事業所間の送迎 ※当院では行っていません。
 - 通所リハビリテーション計画(介護予防通所リハビリテーション計画の立案)
 - 健康チェック
 - 個別リハビリテーション
 - その他
- 指定通所リハビリテーションは医学管理の下で要介護者等に対する心身の回復を図るため、各専門スタッフが共同して作成した通所リハビリテーション計画に基づき、下記の目的(1)に対して訓練(2)等を行います。
 - 目的
 - 日常生活動作能力の低下防止
 - 生活の質(QOL)の向上
 - 寝たきり防止
 - 社会参加への援助
 - 身体機能の改善
 - 訓練等
 - 運動療法(関節可動域訓練、筋力トレーニング、日常生活動作訓練)
 - 自主トレーニング(大腿四頭筋訓練、プーリー、カフ訓練、自転車エルゴメーター等)
 - 物理療法
 - 自宅で行える運動メニューの指導
- 指定リハビリテーションでは、利用者に合わせた目標を設定し、通所リハビリテーション計画書を作成します。

7. 利用料金

① 利用料

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割(または2割)が負担金です。保険金の滞納により保険給付金が直接、当事業所に支払われない場合、一ヶ月当りの料金を頂き、当事業所より領収書を発行します。この領収書を後日、市町村の窓口に出しますと、払い戻しが受けられます。

その他：サービス提供の中で使用した費用（おむつ代等）

② 解約料

いつでも解約することができます。一切料金はかかりません。

③ その他

【支払方法】

月ごとの清算とし翌月10日までに前月分の請求を致しますので、請求書受取後10日以内に受付にてお支払いください。

お支払い頂きますと、領収書を発行します。（お支払方法は現金のみでお願い致します）

8. サービスの利用開始

まずは、担当の居宅介護支援専門員（ケアマネジャー）にご相談ください。介護認定を受けていない方はお住いの地区の介護保険担当窓口または地域包括支援センターや居宅介護支援事業所にご相談下さい。

ケアマネジャーに1ヶ月のケアプランを作成してもらいます。詳しい打合せはケアマネジャーを通して、利用者様とご家族と一緒に致します。契約を締結した後、居宅介護支援サービスの提供を開始します。

9. サービスの終了

① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合、お申し出て頂ければいつでも解約ができます。

② 当事業所（通所リハビリテーション）の都合でやむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合は、他の居宅介護支援事業者情報をご紹介します。

③ 自動終了の場合

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

◆介護保険施設に入所する場合

◆介護保険給付でサービスを受けていた要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

◆お亡くなりになった場合

④ その他

当事業所は、利用者様やその御家族等が通所リハビリテーション従業者や介護支援専門員（ケアマネジャー）に対して、契約を継続しがたい程の信頼関係を失った場合は、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

10. キャンセル規定

利用者様のご都合でサービスを中止する場合でも当事業所ではキャンセル料は一切頂いておりません。但し、通常はご利用予定日の前日まで、あるいは急変等の場合であってもご利用当日のご利用開始時刻までには当事業所にご連絡下さい。

無断のご利用中止が度重なる場合には、契約の解除を申し出る場合がございます。

11. 緊急時または事故発生時の対応

① 居宅介護支援事業者にサービスの提供中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。また、天災その他の災害が発生した場合には、必要によりサービス利用者の避難等の措置を講じます。(主治医・家族等の連絡先は利用申込書にお書きください。)

② 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、主治医及び居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、その事故が賠償すべきものである場合には、速やかに損害賠償を行います。

12. 秘密保持

当事業所の職員は職務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

なお、これに係る個人情報の利用目的は「重要事項説明書 別紙」の通りです。

13. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心して利用していただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

14. 苦情・相談窓口

通所リハビリテーションに関する苦情、相談等は通所リハビリテーション提供責任者か下記の相談窓口まで申し出てください。

福岡市早良区役所 福祉介護保険課 092-833-4355
国民健康保険団体連合会 介護サービス相談窓口 092-642-7859